

学校いじめ防止対策基本方針

令和8年度

新城市立舟着小学校

目 次

1	いじめの防止についての基本的な考え	1
2	いじめ防止対策組織	1
	(1) 「いじめ防止対策組織」の役割	
	ア 「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく取り組みの実施と 進捗状況の確認	
	イ 教職員への共通理解と啓発活動	
	ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発	
	エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）	
3	いじめの防止等に関する具体的な取り組み	2
	(1) いじめの未然防止の取り組み	
	(2) いじめの早期発見の取り組み	
	(3) いじめに対する措置	
4	重大事態への対応	3
5	学校の取り組みに対する検証・見直し	4
6	その他	4
	【重大事態発生時の調査対応図】	5

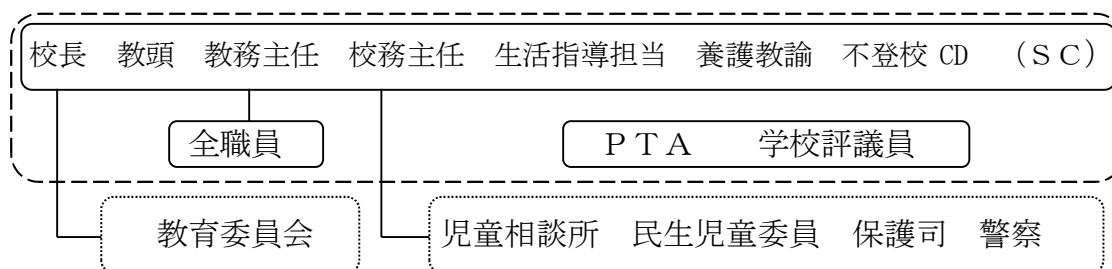
1 いじめの防止についての基本的な考え

いじめの防止等の対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。全ての児童に、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。さらに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ防止対策組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く(以下組織と表記)。この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

<組織図>



(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行ったり、全職員で学校におけるいじめ防止対策の検証を行ったりして、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と啓発活動

- ・年度初めに「学校いじめ防止対策基本方針」の職員への周知を図る。
- ・毎月「子どもを語る会」を開き、情報を共有する機会とする。
- ・学校生活アンケートや、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、事実の把握と実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学級通信やホームページ等を通して、児童たちの活躍した場面を数多く発信し、温かい人間関係作りの一助とする。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記

録，共有を行う。

- ・いじめがあった場合，いじめの疑いがあるとの情報があった場合，正確な事実の把握に努め，問題の解消にむけた指導，支援体制を組織する。
- ・事案への対応については，適切なメンバー構成を検討し，迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合でも，その後の児童の様子を見守り，継続的な指導，支援を行う。
- ・なお，「いじめの芽」や「兆候」についても，定義に従い，いじめと認知する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童どうしの関わりを大切にし，互いに認め合い，ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め，自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して，道徳教育，人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し，児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者にならないよう継続的に指導する。
- オ 一人一人を大切に「わかる授業」づくりを進め，すべての児童が参加・活躍できる場を工夫する。そのことにより，学力に対する児童の不安の解消，認め合える学級風土の構築をめざす。また，チャイム（前）着席，授業中の姿勢，発表の仕方や聞き方など，授業規律の確立に向けて，学校全体で取り組む。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったりする。
- ウ 年2回の生活アンケート調査や毎月の教育相談の実施等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- エ 学校と地域，家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- オ なお，アンケート調査の結果については，5年間を保存期間とする。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見，通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという強い姿勢で対応する。

- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とともに連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1)重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態発生時の調査対応図」に基づいて対処する。
- (2)学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3)調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。その際に、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。質問紙調査により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があるため、調査に先立ち、そのことを調査対象となる在校生やその保護者に説明する。上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。
- (4)いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を損なわないようにする。さらに、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の方等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- (5)いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し、必要に応じて、特別な指導計画による指導を行う。

5 学校の取り組みに対する検証, 見直し

- (1)「学校いじめ防止対策基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2)いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1)いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2)「学校いじめ防止対策基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3)長期休業の事前、事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

